

扶養手当支給細則

平成16年4月1日

細則第 15 号

改正 平成28年12月1日細則第 18 号

令和 7 年 3 月 27 日細則第 7 号

令和 8 年 3 月 27 日細則第 11 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第12条の規定による扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(扶養親族の範囲)

第2条 給与規程第12条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者

(別に定める職員)

第2条の2 給与規程第12条第1項及び第3項に規定する別に定める職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 一般職本給表（一）の適用を受ける職員で職務の級が9級以上に相当するものについては、教育職本給表（一）の適用を受ける職員で職務の級が6級のもの（以下「一般（一）9級以上職員等」という。）
- (2) 一般職本給表（一）8級の適用を受ける職員で職務の級が8級に相当するものについては、教育職本給表（一）の適用を受ける職員で職務の級が5級のもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）

(届出)

第3条 新たに給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに学長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年額の見込額又は次の各号のいずれかに掲げる扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

- (1) 扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るものがあり、かつ、扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者がある一般（一）9級以上職員等が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合（扶養親族たる父母等がない一般（一）9級以上職員等が一般（一）8級職員等となった場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる配偶者があり、かつ、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級職員等が一般（一）8

級以上職員等以外の職員となった場合

- (3) 扶養手当を受けている職員に更に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一） 8級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合及び一般（一） 9級以上職員等に扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (4) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一） 8級職員等にあつては扶養親族たる配偶者を除き，一般（一） 9級以上職員等にあつては扶養親族たる子に限る。）でこの条の第1項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

2 前項の規定にかかわらず，学長において次の各号のいずれかに掲げる扶養の事実等を認定することができる場合，同項の規定による届出を要しない。

- (1) 扶養手当を受けている職員が離職し，若しくは死亡した場合又は国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和7年規程第〇号）附則第4項の規定による読替え後の給与規程（以下「読替え後の給与規程」という。）第12条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合
- (2) 扶養親族たる子又は読替え後の給与規程第12条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が，満22歳に達した日（満22歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがあり，かつ，扶養親族たる配偶者が一般（一） 8級職員等が一般（一） 8級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等若しくは扶養親族たる配偶者でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一） 8級以上職員等以外のもの又は扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある一般（一） 8級職員等が一般（一） 9級以上職員等となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一） 8級以上職員等以外のものが一般（一） 8級職員等となった場合
- (6) 職員の扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(認定)

第4条 学長は，前条第1項に規定する届出があつたときは，その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても，同様とする。

2 学長は，前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 学長は，第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは，職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(学長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で学長が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第6条 学長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与規程第12条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第4条第3項の規定を準用する。

2 学長は、職員が正当な理由なく、学長の定める日以降3月を経過しても、前項の確認を完了できない場合には、認定を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。